

法務省行政文書管理規則の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、刑の一部執行猶予制度創設によって新たな保護観察の分類が生じるため、法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号大臣訓令）について、所要の改正（行政文書の保存期間基準等の変更）を行うもの。

2 改正の内容

法務省行政文書管理規則の内容に、新たに創設される刑の一部執行猶予の期間中の保護観察に関する個別記録に係る部分について、「別表第1 行政文書の保存期間基準」及び、「別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準」の業務の区分に追加等するもの。

3 今後のスケジュール

施行：平成28年6月1日